

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

告示
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正（七六七・分権改革推進室）…………… 1

告 示

秋田県告示第七百六十七号
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成十七年秋田県告示第七百六十七号）の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。
平成十七年九月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城
第一号の表条例別表第十三に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第十三に定める事務	市（秋田市及び仙北市を除く。）	平成十七年四月一日
	仙北市	平成十七年九月二十日

第一号の表条例別表第三十二に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第三十二に定める事務	市町村（秋田市及び仙北市を除く。）	平成十七年四月一日
	仙北市	平成十七年九月二十日

第一号の表条例別表第五十二に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第五十二に定める事務	市町村（仙北市を除く。）	平成十七年四月一日
	仙北市	平成十七年九月二十日

第一号の表条例別表第六十二に定める事務の項から条例別表第六十四に定める事務の項までを次のように改める。

条例別表第六十二に定める事務	大仙市、北秋田市、上小阿仁村、二ツ井町、八森町、藤里町、峰浜村、五城目町、美郷町	平成十七年四月一日
	大館市	平成十七年六月二十日
条例別表第六十三に定める事務	仙北市	平成十七年九月二十日
	市町村（仙北市を除く。）	平成十七年四月一日
条例別表第六十四に定める事務	仙北市	平成十七年九月二十日
	市（秋田市及び仙北市を除く。）	平成十七年四月一日

第一号の表条例別表第六十五第二号に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第六十五第二号に定め	市（秋田市及び仙北市を除く。）	平成十七年四月一日
----------------	-----------------	-----------

る事務	仙北市	平成十七年九月二十日
-----	-----	------------

第一号の表条例別表第六十八に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第六十八に定める事務	市(秋田市及び仙北市を除く。)	平成十七年四月一日
	仙北市	平成十七年九月二十日

第二号の表条例別表第八十五第一号に定める事務の項及び条例別表第八十五第一号に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第八十五第一号に定める事務	市町村(仙北市を除く。)	平成十七年四月一日
	仙北市	平成十七年九月二十日

条例別表第八十五第二号に定める事務	市町村(秋田市、大館市及び仙北市を除く。)	平成十七年四月一日
	仙北市	平成十七年九月二十日

第二号の表条例別表第八十五第四号に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第八十五第四号に定める事務	市町村(秋田市及び仙北市を除く。)	平成十七年四月一日
	仙北市	平成十七年九月二十日

第一号の表条例別表第八十五第二十六号に定める事務の項及び条例別表第八十五第二十七号に定める事務の項を次のように改める。

条例別表第八十五第二十六号に定める事務	市町村(秋田市、能代市、鹿角市及び仙北市を除く。)	平成十七年四月一日
	仙北市	平成十七年九月二十日
条例別表第八十五第二十七号に定める事務	市町村(秋田市、大館市及び仙北市を除く。)	平成十七年八月一日
	仙北市	平成十七年九月二十日

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 082-8766 FAX 082-8766
 E-mail: matsubara@matsubaraansatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社